

岡山県公報		発行 岡山県	目次
			
目次	担当課（室）		
○ 廃物と認定することが困難な放置自動車の処分 【告示】 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 保安林の指定予定 〃 【公告】 ○ 随意契約の相手方の決定 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 〃 【公安委員会】 ○ 駐車監視員資格者に係る講習の実施	航空企画推進課 健康推進課 治山課 〃 税務課 県民生活交通課 〃 交通指導課		
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第六百二十四号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自動車の処分について次のとおり告示する。

平成三十年十二月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 放置自動車の種類、名称、形状、数量及び自動車登録番号

種類及び名称	形状及び数量	自動車登録番号
小型乗用自動車 マツダ デミオ	箱型 一台	岡山五〇一も四七七八

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成三十年十月二日

三 放置されている場所

岡山市北区日応寺一二七七（岡山空港駐車場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自動車を処分する。

五 担当の組織の名称及び連絡先

岡山県岡山空港管理事務所総務課

岡山市北区日応寺一二七七

電話番号 ○八六―二九四―五五五〇

◎岡山県告示第六百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年十二月十四日

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

水島訪問看護ステーション

倉敷市神田二丁目三十三

平成三十年十二月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成三十年十二月十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市成羽町下日名字日名尻三の一、七の二、字立石一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字日名尻三の一・七の二・字立石一〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第六百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成三十年十二月十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市川上町舘数字上へハバ家ノ上へ一〇〇二、字奥堂迫一〇〇五の一、一〇〇七の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上へハバ家ノ上へ一〇〇二・字奥堂迫一〇〇五の一・一〇〇七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔五七三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成三十年十二月十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 特定役務の名称

地方税ポータルシステム（eLTAX）更改及び地方税共通納税システム導入に係る税務システム改修事業

二 契約期間

平成三十年十一月十九日から平成三十一年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部税務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

平成三十年十一月十九日

五 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所

広島県広島市中区袋町五番二五号

六 契約金額

二三、七三八、四〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一、七五八、四〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔五七四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年十二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年十二月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コリア教育支援ネットワーク

三 代表者の氏名

李 康烈

四 主たる事務所の所在地

倉敷市福田町古新田八〇四番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、岡山県を中心とした在日コリアン（国籍、在留歴を問わない）の多文化共生教育の支援と、日本人市民・団体との交流・協力活動を推進し、豊かな多文化共生社会の実現に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

〔五七五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年十二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年十二月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人未来図

三 代表者の氏名

影山 麻琴

四 主たる事務所の所在地

倉敷市西阿知町三七八番地八 二階

五 定款に記載された目的

この法人は、発達障害児者や知的障害児者の自立的で豊かな生活づくりと、それを支える地域社会に障害児者に関する啓発を行うことにより、地域福祉の増進及び子ども健全な育成に寄与する事を目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

◎岡山県公安委員会告示第百八十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者に係る講習を次のとおり実施する。

平成三十年十二月十四日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

区分	実施年月日	時 間	実 施 場 所
講習	平成三十一年二月七日及び同月八日の二日間	午前九時から午後五時四十五分まで	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎一階一〇一会議室
考查	平成三十一年二月十五日	午前十時三十分から午前十一時三十分まで	

二 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書 一通

2 提出先

郵便番号七〇〇一〇八二四

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

3 提出方法

2の提出先へ持参し、又は郵便等（書留郵便その他これに準ずる方法に限る。以下同じ。）により提出する。

4 提出期間

平成三十一年一月七日（月曜日）から同月二十五日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、郵便等による場合は、平成三十一年一月二十五日（金曜日）必着とする。

三 受講手数料

二万円。受講申込書に岡山県収入証紙を貼付することにより納付すること。
なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 修了考査

- 1 一の講習の受講を修了した者を対象に修了考査を実施する。
- 2 一の修了考査に合格した者のみ駐車監視員資格者講習の課程修了者とし、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

五 その他

- 1 代理受講は認めない。
- 2 受講申込書を受理後、受講日等を指定した受講票を送付する。
- 3 四の1の修了考査に合格した者が、次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証を交付しない。
 - (1) 十八歳未満の者
 - (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第百十九条の二第一項第三号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
 - (4) 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国公安委員会規則第二十三号）第三条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
 - (6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - (7) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (8) 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して二年を経過しない者

- 4 二の1の受講申込書は、岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係の窓口で、平成三十一年一月二十五日まで交付する。また、郵便による交付を希望する場合は、

返信を希望する者の住所、氏名、郵便番号等の宛先を記入した返信用の封筒（長形三号で八十二円分の切手を貼ったもの）一枚を同封し、二の2の提出先に郵便等により平成三十一年一月十八日（金曜日）必着で請求すること。

なお、岡山県警察のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/>

5 二の1の受講申込書の提出の際、受講する者の住所、氏名、郵便番号等の宛先を記入した返信用の封筒（長形三号で八十二円分の切手を貼ったもの）一枚を提出すること。

6 問い合わせ先

岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

電話番号 ○八六―二三四―〇一一〇（内線五一四一）